

- ▶ 「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りします
- ▶ 保険証を使用できるのは、退職日までです！
- ▶ ご退職後の健康保険のご案内

職場内で掲示・回覧をお願いいたします。

## ジェネリック医薬品に関するお知らせ

をお送りします

今年度2回目



協会けんぽでは、加入者の皆さまのお薬代の負担軽減や、健康保険財政の改善につながるため、ジェネリック医薬品の普及を推進しています。その取り組みの一環として、先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合の、自己負担軽減可能額をお知らせしています。

### 対象者 (①、②両方に該当する方)

- ① 主に生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を長期間服用されている方
  - ② お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方
- ※すべての加入者様に通知されるものではありません。

### 発送時期

令和6年1月下旬

加入者(被保険者)の方の住所へ直接お送りいたします。

### ジェネリック医薬品への切り替えにおける注意点

- ☑ すべての先発医薬品にジェネリック医薬品があるわけではありません。また、かかっている病気によってはジェネリック医薬品に変更できない場合があります。
- ☑ ジェネリック医薬品は先発医薬品と同じ主成分でできていますが、添加物等の違いにより副作用等に個人差がある場合もあります。



ぜひこの機会に、医師・薬剤師にご相談のうえ、切り替えをご検討ください。

## 保険証を使用できるのは、退職日までです！

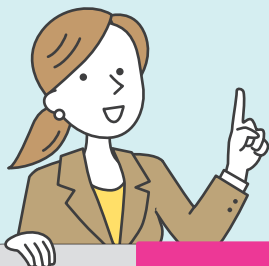
保険証は、退職日の翌日・扶養から外れた日以降(資格喪失後)は使うことができません。ご退職時または扶養から外れた際は、速やかに保険証を事業主様へご返却ください。

資格喪失した保険証を使って医療機関を受診すると、無資格受診となります。後日、かかった医療費のうち、協会けんぽ負担分(7~8割)を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。



ご退職  
後の

# 健康保険のご案内



74歳までの被保険者が退職等で健康保険の資格を喪失したときは、引き続き何らかの健康保険制度へ加入していただくことになります。退職後、1日の空白もなく再就職する場合を除いて、下記のいずれかの健康保険に加入手続きをしていただく必要があります。

保険料等を比較のうえ、加入先をご検討ください。

	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険の被扶養者
加入要件	<ul style="list-style-type: none"><li>退職日までに被保険者期間が<b>継続して2か月以上あること</b></li><li>退職日の翌日から<b>20日※以内</b>に手続きすること(必着) ※土日・祝日を含む</li></ul>	お住まいの市区町村役場へお問い合わせください	被扶養者としての認定基準を満たすこと
手続き先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	お住まいの市区町村役場の国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
保険料	下記参照	前年の所得などにより決定	被扶養者の負担なし

## 協会けんぽの任意継続保険料

退職時点の標準報酬月額※1 × 健康保険料率※2※3 = 任意継続保険料

※1 令和5年度の標準報酬月額の上限は30万円です

※2 40～64歳の方は介護保険料率が上乗せされます

※3 お住まいの都道府県支部の健康保険料率です(在職時と保険料率が異なることがあります)

## 任意継続の申請から保険証発行までの流れ

- 1 退職日の翌日から20日以内(必着)に「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出
- 2 協会けんぽにて受付
- 3 日本年金機構から提供される資格喪失データを確認
- 4 保険証の作成
- 5 申出後2～3週間程度で保険証を送付

郵送で受付  
可能です!



▲申出書のダウンロードはこちらから

お急ぎの  
場合は…

事業主様より「任意継続被保険者資格取得申出書」の「資格喪失証明欄」をご記入いただくか、退職証明書等を添付して提出することで、日本年金機構からの資格喪失データの提供を待たずに保険証の発行※が可能です。 ※申出後1週間程度で保険証を送付

📞 お問い合わせ先 業務グループ/TEL.054-275-6601

2月号は休刊です

次号(2月号)は休刊いたします。  
納入告知書には令和6年度の保険料額表を同封予定です。

発行者:



全国健康保険協会 静岡支部  
協会けんぽ

〒420-8512  
静岡市葵区呉服町1-1-2 静岡呉服町スクエア  
054-275-6602(企画総務グループ)